

随意契約理由書

| | |
|--|------------------------------|
| 件名 | 令和4年度御崎Uビル電話交換設備保守業務 |
| 契約の相手方 | 日本電気株式会社 神戸支社 |
| 根拠法令 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 |
| 随意契約の理由 | |
| <p>本保守業務は、御崎Uビルの電話交換機及び周辺機器の維持管理業務である。 電話機器に不具合が生じた場合、市民や関係事業者等との電話対応などの業務に著しい支障を来すため、緊急時の即時対応を含め、保守、点検業務は必要不可欠である。 当該設備の維持管理を円滑に運用していくには、当市独自のシステム・ソフトウェア構築を熟知していることが不可欠であり、当該設備の製造メーカー・設備施工業者である上記業者以外では、設備についての知識やノウハウがなく、部品・材料の入手において調達・設定することができない。 以上の理由により、当該業務は上記業者しか履行できないため、特命随意契約を締結する。 なお、同じ理由で、他の移転各局も上記業者と特命随意契約を締結している。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 交通局経営企画課 (電話番号 078-984-0103) |